

検定時報

令和 4 年 3 月

目次



検定・受託評価等関連の改正等…………… 1

I S O 国際会議報告（令和 3 年）…………… 67

（別冊）

- ・型式承認状況（令和 3 年）…………… 1
- ・型式変更承認状況（令和 3 年）…………… 6
- ・品質評価型式評価適合状況（令和 3 年）…………… 7
- ・品質評価型式変更評価適合状況（令和 3 年）…………… 11
- ・認定評価型式評価適合状況（令和 3 年）…………… 11
- ・認定評価型式変更評価適合状況（令和 3 年）…………… 13
- ・特定機器評価型式評価適合状況（令和 3 年）…………… 15
- ・特定機器評価型式変更評価適合状況（令和 3 年）…………… 15

検定・受託評価等関連の改正等	1
・ 検定業務規程の一部を改正する規程（令和3年3月）	3
・ 受託評価業務規程の一部を改正する規程（令和3年3月）	17
・ 合格証票類取扱特例規程の一部を改正する規程（令和3年3月）	31
・ 消防ポンプ自動車の品質評価細則の一部を改正する規程（令和3年11月）	39
・ 可搬消防ポンプの品質評価細則の一部を改正する規程（令和3年11月）	43
・ 消防用吸管の品質評価細則の一部を改正する規程（令和3年11月）	47
・ 消防用ホースの品質評価細則の一部を改正する規程（令和3年11月）	51
・ 消防用結合金具の品質評価細則の一部を改正する規程（令和3年11月）	55
・ 漏電火災警報器の品質評価細則の一部を改正する規程（令和3年11月）	59
・ エアゾール式簡易消火具の品質評価細則の一部を改正する規程（令和3年11月）	63
I S O 国際会議報告（令和3年）	67
1 月 ISO/TC21/SC6/WG4 国際会議報告	69
11 月 ISO/TC21/SC3 国際会議報告	72

（協会からのお願い）

（別冊）

・ 型式承認状況（令和3年）	1
・ 型式変更承認状況（令和3年）	6
・ 品質評価型式評価適合状況（令和3年）	7
・ 品質評価型式変更評価適合状況（令和3年）	11
・ 認定評価型式評価適合状況（令和3年）	11
・ 認定評価型式変更評価適合状況（令和3年）	13
・ 特定機器評価型式評価適合状況（令和3年）	15
・ 特定機器評価型式変更評価適合状況（令和3年）	15

（協会からのお願い）

検定・受託評価等関連の改正等

検定業務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月24日

日本消防検定協会
理事長 高橋 淳

検定業務規程の一部を改正する規程

検定業務規程（昭和43年10月15日制定）の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 型式適合検定時の不正行為等に対する措置（第33条～第36条）」を「第6節 不正行為等に対する措置（第32条の2～第36条）」に改める。

第2条第1項中「添付書類」を「書類」に改め、同条第5項中「添付書類」を「書類」に改め、同項第1号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第17条」を「第20条」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第4条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「見出された場合」の次に「又は当該試験の実施に著しい支障を及ぼす事項が生じた場合」を加え、「添付書類等」を「第2条第1項に規定する書類」に改め、同条第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 協会は、第2条第1項に規定する書類について必要に応じて確認することができる。

第5条第1項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、「理由のため、」の次に「第2次試験の」を加える。

第7条の2中「型式適合検定の方法」を「型式適合検定の方式」に改め、同条第1号中「立会型式適合検定」の次に「協会があらかじめ認める第2条第1項に規定する書類により製造、検査等が行われた製品について」を加え、同条第2号中「データ審査型式適合検定」の次に「協会があらかじめ認める第2条第1項に規定する書類により製造、検査等が行われた製品について」を加える。

第11条第2項中「取換え」を「取替え」に改める。

第13条第3号中「すべて」を「全て」に改め、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 協会は、前条第2項に規定する書類について、社内検査体制等概要調書に基づき作成されていることを必要に応じて確認すること。

第14条の次に次の1項を加える。

3 協会は、必要があると認めた場合、検定細則で定めるところにより協会が保有する検査設備（附表第2のうち◎印を付したもの）を使用して型式適合検定を行うことができる。

この場合において協会は、事前に受検者に連絡するものとする。

第15条の2第1項中「別記様式第24号」を「別記様式第16号の2」に改める。

第22条第1項中「手続き」を「手続」に、「求め」を「求め、」に改め、同条第2項中「不良が見出された場合における」を「第4条第5項に規定する」に改める。

第23条第5項及び同条第6項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第7項中「うえ」を「上」に、「掲載するものとする。」を「掲載することができる。」に改める。

第25条第1項中「立会」を削る。

第27条第3項中「にあつて」を「の場合」に、「、役職名及び」を「及び代表者」に改め、後段を次のように改める。

なお、申請者が法人で法人内部の者を代理人とする場合、代理人の役職を記載すること。

第31条の見出し中「本邦の地域内の場所以外の場所における」を「検定等を行う場所の」に改め、同条第1項中「規定に基づき本邦の地域内の」を「災害その他やむを得ない事由等があり協会が指定した」に改め、同項第1号中「本邦の地域内の」を「協会が指定した」に改め、「契約」の次に「(別記様式第24号に準じたもの)」を加える。

第2章第6節の節名中「型式適合検定時の」を削り、同節名の次に次の1条を加える。

(不正行為により型式試験を受けたときの措置)

第32条の2 協会は、型式試験申請者が不正の手段により型式試験（型式変更試験も含む。

この条において同じ。）を受けたと認める場合、当該不正に係る型式試験を受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡の上、その事業所等に立ち入って調査を行うことができる。

2 協会は、前項の規定に基づき報告等を求めた場合、同項の不正に係る型式試験を受けた者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を文書で協会に提出するものとする。

(1) 不正に対する原因究明

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

3 協会は、前項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る型式試験を受けた者に連絡の上、その事業所に立ち入って調査を行うことができる。

第33条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第4項中「実施内容」を「内容」に改め、同条第5項中「すべて」を「全て」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第6項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第8項中「型

式適合検定停止前の検査のきびしさに関わらず、立会」を削り、「品質水準強化Ⅱ検査」に変更して開始するものとする。」を「検査のきびしきは「品質水準強化Ⅱ検査」を適用する。」に、「その変更」を「品質水準強化Ⅱ検査」の適用」に、「とする。」を「適用することができる。」に改め、同条第9項中「必要があると認めるときは、」を削り、「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改める。

第34条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第4項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第8項中「すべて」を「全て」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第9項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第11項中「型式適合検定停止前の検査のきびしさに関わらず、立会」を削り、「品質水準強化Ⅱ検査」に変更して開始するものとする。」を「検査のきびしきは「品質水準強化Ⅱ検査」を適用する。」に、「その変更」を「品質水準強化Ⅱ検査」の適用」に、「とする。」を「適用することができる。」に改め、同条第12項中「措置」を「対策」に、「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改める。

第35条第1項中「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第3項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第5項中「こととし」を「ことができ」に改め、同条第8項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第10項中「通知により」を「通知後、第1項の型式承認を受けた者に対し」に、「再開する場合」を「実施する場合、型式適合検定における検査のきびしきは」に、「により開始するもの」とを「を適用」に改め、同条第11項中「措置」を「対策」に、「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改める。

第36条中「不具合又は事故、」の次に「第32条の2第1項の不正、」を加える。

附表第2中「○標準発砲ノズル」を「○○標準発砲ノズル」に、「○標準感知器」を「○○標準感知器」に改め、同表備考中備考4を備考5とし、備考3の次に次を加える。

4 この表中◎印を付した検査設備は、必要に応じ協会にて性能の確認を行うものであることを示す。

別記様式第7号中「名称・代表者氏名 印」を「名称及び代表者氏名」に改め、別記様式第9号から別記様式第15号まで、別記様式第17号、別記様式第18号及び別記様式第19号中「印」を削り、別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第20号（第27条関係）

委 任 状

私は

(住 所)

(氏 名) (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 消防法第21条の3第2項に規定する試験の申請
- 2 消防法第21条の7に規定する次表に掲げるものの型式適合検定の申請

受検場所の住所及び名称	当該受検場所で受検する種別

年 月 日

(住 所)

(氏 名) (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
- 2 代理人を法人内部の者とする場合は、代理人の役職を記載すること。
- 3 委任事項が検定手数料を納付し又は還付を受けることである場合は、その旨を記入すること。

別記様式第 2 1 号から別記様式第 2 4 号までの規定中「印」を削り、別記様式第 2 4 号を別記様式 1 6 号の 2 とし、別記様式第 2 3 号の次に次を加える。

別記様式第24号（第31条関係）

外国における型式適合検定等の実施に係る契約書（例）

収入印紙

日本消防検定協会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、外国における試験、調査、型式適合検定等の実施に係る旅費その他必要な事項に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が定める受託検定業務規程（以下「業務規程」という。）第50条（及び合格証票類取扱特例規程第3条第2項）の規定に基づき、本邦の地域内の場所以外の場所で行う型式検定、検査設備等の調査及び型式適合検定（並びに合格証票に係る調査）（以下「検定等」という。）に係る旅費、その他必要な事項を定める。

（契約の対象となる種別及び型式）

第2条 本契約の対象となる製品の種別及び型式は、次に掲げるものとする。

(1) 種 別：〇〇〇〇

(2) 型 式：別紙による

※ なお、別紙の型式等の変更等がある場合は、第7条第2項に基づく甲の通知までに行うこと。

2 本契約の対象とする前項に定める製品は、本邦への輸出を目的としたものに限る。

（検定等を行う場所）

第3条 本契約の対象となる検定等を実施する場所は、次の住所に定める事業所等とする。

(1) 住 所

〇〇〇〇

(2) 法人名

〇〇〇〇

（検定等実施の保証）

第4条 乙は、前条に定める実施場所において、甲職員による各号に掲げる行為（以下「検定等の行為」と総称する。）が適正に実施できることを保証する。

(1) 第1条に定める検定等

(2) 業務規程、検定細則等で定める検定等

(3) 検査設備、製造工程及び社内検査体制等の調査（並びに合格証票類に係る調査）行為

2 乙は、前条で定める実施場所における甲職員による検定等の行為が、〇〇〇〇国の法令又はその他の規制に抵触しないものであることを確認及び保証する。また、本契約の締結後、同国において規制内容に変更があり、検定等の行為の実施が不可能となった場合、検定等の行為は中止する。

3 乙は、前項の確認結果を甲に対して、乙の記名押印ある書面で、遅くとも本契約による第1回目の検定等実施日の1か月前までに提出しなければならない。

4 乙は、甲職員が本邦出国後に最初に入国する国の入国手続時（甲が認めた場合は入国した空港の集合場所）から、甲職員が日本に向けて出国する空港出発までの間、甲職員と同行するとともに、甲職員の安全を保証する。

5 乙は、実施場所の所在する国の官公署その他の規制、指示、要望により、甲職員の行動制限や携行物等への一定の措置を求められた場合、乙において代行、代替するなど最大限の協力をを行い、甲職員に迷惑をかけるてはならない。

（検定等で使用する言語）

第5条 検定等で使用する言語は、日本語とする。

2 検定等を実施するにあたり日本語通訳を必要とする場合、当該通訳の確保作業、費用、その他生じる全ての負担は、乙が負うものとする。

3 前項の日本語通訳は、検定等の行為における技術的なやりとりについても適切な通訳をなしうる者でなければならない。

(検定等に係る責任者の選任)

第6条 乙は、第2条で定める〇〇〇〇の検定等において必要な知識を有し、かつ、技術的対応、品質管理に責任を有する者（以下「検定等の責任者」という。）を選任し、本契約締結後速やかに甲に書面で通知しなければならない。

- 2 検定等の責任者は乙の役員または従業員でなければならない。
- 3 乙は、検定等の開始から終了に至るまで、検定等の責任者を立ち合わせなければならない。
- 4 乙は、検定等の責任者を変更する場合、甲に対して速やかにその旨を書面で通知しなければならない。
- 5 乙は、甲職員が、検定等の行為の実施前後を問わず、必要に応じて検定等の責任者と連絡が取れるように連絡体制について事前に整備し、書面で通知しなければならない。

(検定等の実施計画)

第7条 乙は、検定等の行為が滞りなく終了するよう時間に十分な余裕を持って日程を計画し、当該計画を遅くとも検定等実施日の45日前までに甲に申し出なければならない。

なお、1日の検定等実施時間は、現地時刻の午前9時から午後5時（途中1時間の昼食休憩を含む。）までとする。

- 2 甲は、乙より前項の申出があった場合、当該計画の安全性、妥当性等を考慮した上で、検定等を実施する期間（以下「実施期間」という。）を決定し、派遣する甲職員、人数等の必要な情報を乙に通知する。また、変更があった場合も同じとする。
- 3 甲は、第1項により申出た計画について安全性、妥当性の確保が難しいと判断した場合、乙の申出を断ることができる。
- 4 甲が、1回の検定等の実施につき派遣する甲職員の数は、原則として2人とする。ただし、検定等の内容により甲が必要と認める場合には、乙と協議の上、派遣する甲職員を増員することができる。

(検定等の保留)

第8条 甲は、実施期間内で検定等を終了することが困難と判断した場合、原則として型式適合検定の判定は業務規程第29条を準用し、保留の扱いとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙の申出により、甲が実施期間の延長が可能であると認めた場合には、当該期間を延長することができる。
- 3 乙は、第1項で保留とした製品のロットについて、改めて受検することができる。ただし、保留となった日から6か月以内に受検をしない場合、甲は、保留となったロットの判定を不合格とする。
- 4 前項の再受検のための費用は、すべて乙の負担とする。その他、再受検の実施に伴う準備、保証、費用負担は、初回の受検について本契約書が定めるとおりとする。

(費用の負担及び宿泊施設等の手配)

第9条 乙は、甲が定める試験及び型式適合検定の手数料とは別に、次の各号に定める費用（以下「負担額」という。）について、第7条第2項の規定に基づき派遣される甲職員分を負担するものとする。

- (1) 第3条に規定する実施場所への派遣で、甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円とする。また、前条第2項の規定により実施期間を延長する場合には、1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇円を加算した額とする。
 - (2) 航空賃は、原則として日系航空会社が定める直行便の正規運賃とする。ただし、やむを得ず、日系航空会社以外の航空会社を選定・選択する場合、事前に甲と協議の上、使用する航空会社を決定するものとする。
 - (3) 船賃、鉄道賃、車賃等は、いずれも安全確保可能であり、移動時間及び移動距離の点で最も利便性が高いと考えられるルートの子規運賃とする。この場合において乙は、当該ルートが複数あるとき、甲と協議の上決定するものとする。
 - (4) 出入国税、空港施設使用料、税関審査料、査証費用、燃油サーチャージ及びその他支払いが義務付けられている費用並びに身体検査費用、ワクチン接種費用、行動履歴記録アプリケーションソフト使用のための費用及びその他出入国のために必要であると合理的と考えられる費用。
- 2 甲は、前項各号に掲げる費用のうち第2号及び第3号に規定する費用について、乙から領収書及び航空券の半券の提示を求められた場合、これに応じるものとする。

- 3 第1項各号に掲げる費用のうち第2号及び第3号に規定する費用を航空券、乗車券、特急券等（以下「航空券等」という。）により甲に直接支給する方法を用いる場合にあっては、航空券においては日系航空会社の直行便、その他についてはいずれも安全確保可能であり、移動時間及び移動距離の点で最も利便性が高いと考えられるルート为原则とし、事前に甲と協議の上、決定すること。この場合において、第7条第2項に規定する変更が生じた場合又は実施期間中に交通機関等の運行中止等の交通障害が発生した場合、乙は、航空券等の変更の手續の全てを請け負い、かつ、変更に伴う追加費用の負担が生じたときは、乙がこの全てを負担しなければならない。
- 4 乙は、前条第2項に規定する実施期間の延長が行われた場合、当該検定等終了後、追加の負担額として、1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円を負担しなければならない。ただし、実施期間の延長の理由が、交通機関等の運行中止等の交通障害に限り、追加の負担額を1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円とする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる甲の宿泊施設を手配すること。この場合において、乙は宿泊施設を手配する前に、甲に対し宿泊施設の概要を通知し、宿泊施設及び宿泊場所について協議しなければならない。
 - (1) 甲職員1人につき、1部屋とすること。
 - (2) 原則として乙が宿泊する施設と甲が宿泊する施設は、同一の施設とすること。ただし、甲が認める場合に限り近隣の場所とすることができる。

（支払い方法）

- 第10条 乙は、業務規程に規定する型式適合検定手数料を振り込むほか、前条第1項に規定する負担額を検定等実施日の10日前までに甲の指定する銀行に振り込む方法により支払う。
- 2 乙は、前条第3項及び第4項に規定する追加の負担額を支払う必要がある場合、検定等実施日から30日以内に甲の指定する銀行に振り込む方法により支払う。
 - 3 甲が前条第3項の規定を適用すると認めた場合、乙は、航空券等を遅くとも甲職員出国日の10日前までに甲に到達させなければならない。ただし、第7条第2項に規定する変更が生じた場合は、この限りでない。

（検定等の中止等）

- 第11条 甲は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、航空会社・宿泊施設等の業務停止、その他やむを得ない事由が生じ検定等の実施が困難となった場合においては、これらの事由が解消するまでの間、検定等を中止することができる。
- 2 甲は、外務省が公表する海外安全情報において、安全対策の目安（カテゴリー）がレベル1以上の情報が公表されている場合又は入国しようとする国において入国制限措置若しくは入国後の行動制限措置を行っている場合、当該情報、措置が解除されるまでの間、検定等を中止することができる。ただし、海外安全情報のうち、危険情報の安全対策の目安がレベル1に該当する場合に限り、宿泊施設、実施場所、その他甲職員の安全が保障されると甲が認めるときは、この限りでない。
 - 3 甲は、前条第1項の支払い又は第3項の航空券等の到達がない場合、検定等を中止することができる。
 - 4 甲は、乙において第4条から第6条まで及び第9条の規定に反する行為があったと認めるとき、公正な検定をなしえない状況が生じたと認めるとき、又は検定等実施期間中に本邦において、入国制限措置若しくは入国後の行動制限措置を発動する旨の公表が外務省より行われたとき、甲は検定等の責任者に対し必要な説明を行った上で、検定等を即時中止するとともに、予定していた実施期間を切上げるものとする。
 - 5 第7条第2項に基づき通知した甲職員が事故、病気等で検定等が実施できない事態が生じるなど、甲の責に帰すべき事由により検定等を中止する場合、甲は検定等の再度の実施について乙と協議するものとする。
 - 6 乙が、検定等の中止を希望する場合、甲に対し中止する理由を説明した上で検定等を中止することができる。

（免責、納入した負担額の返還等）

- 第12条 甲は、第4条第2項の規定により検定等を中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、航空賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。

- 2 甲は、第8条第1項の規定により検定等を保留とした場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額は返還しない。
- 3 甲は、前条第1項から第3項までの規定により検定等を中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、運賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。
- 4 甲は、前条第4項の規定により検定等を中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額を返還しない。ただし、入国制限措置又は入国後の行動制限措置が発動された場合に限り、負担額又は追加の負担額の取扱いについて甲及び乙で協議する。
- 5 前条第5項の規定により検定等を中止した場合、乙は、甲に対し第9条第1項に規定する負担額の全額並びに第7条第2項に規定する実施期間に甲と同行する乙従業員に係る交通費及び宿泊費に限り請求することができる。ただし、第9条第2項の規定により支給された航空券等が同条第1項第2号及び第3号に規定する正規運賃で購入したもので無い場合、甲は支給された航空券等に係る一切の損害につき、その責を免れる。
- 6 甲は、前条第6項の規定により検定等を中止した場合、甲に生じる損害を乙に請求することができる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、運賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。

(損害の賠償)

第13条 乙が業務規程、その他関連規程又は本契約の条項を守らなかったことにより、甲が損害を被った場合は、甲は乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(譲渡禁止)

第14条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

(契約の有効期間及び再契約の申出)

第15条 本契約は、契約締結日から2年を経過する迄の間効力を有するものとする。

2 乙が本契約の有効期間経過後、引き続き外国における検定等の実施にかかる契約を再度締結することを希望する場合は、乙は本契約締結日から2年を経過する2か月前までに文書(正副各1部)で甲に申し出るものとする。

なお、乙が文書を提出する際には、第4条第2項の規定による確認結果を添付するものとする。

3 甲は、日本国又は〇〇〇〇国及び〇〇市における法令又はその他の規則等の変更により、今後も継続して検定等を実施することが困難と判断されるときは、再契約を受諾しないものとする。

(契約の解除)

第16条 乙において本契約条項の一つにでも違反(保証した内容についての相違、違反も含む)したときは、甲はなんらの催告の手續を要せず本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他の手續を要することなく直ちに、本契約を解除することができる。

(1) 乙の資産につき、仮差押、仮処分、差押、保全差押、滞納処分又はこれに類する法的手続(本邦以外における同様の手續を含む。)が開始されたとき。

(2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。

(3) 自らの申立てであるか第三者による申立てであるかを問わず、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手續開始の申立てがあったとき、特定調停の申立てがあったとき、その他これに類する法的手続(本邦以外における同様の手續を含む。)の開始申立があったとき。

(4) 事業を廃止し若しくは所轄政府機関等から営業の許可取り消し、業務停止等の処分を受けたとき、又は解散の決議を行い若しくは裁判所の解散命令を受けたとき。

(5) 事前の書面による承諾なく合併、会社分割、事業譲渡その他会社の組織又は事業に重大な影響を及ぼす行為を行ったとき。

(6) 本店又は代表者が連絡不能になったとき。

- (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
- (8) 乙の責に帰する事由により本契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (9) 甲が行う検定等の行為に際し、乙、乙の使用人、代理人、乙が委託した第三者等がその作業を妨げ、又は詐欺その他不正行為に及んだと認められるとき。
- (10) その他、前各号に準じる事由が生じたとき。

(反社会的勢力の排除)

第17条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずるものをいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲は、乙が次のいずれかに該当した場合には、乙に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
- (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は甲に対して、甲の被った損害を賠償する。
- 4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

(契約条項の変更)

第18条 この契約条項の変更は、甲及び乙の記名押印ある書面によってのみなされるものとする。

(準拠法)

第19条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。ただし法の抵触のルールは適用しない。

(疑義の解釈)

第20条 この契約に定めない事項その他この契約に関し生じた疑義については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

(合意管轄)

第21条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む）は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

前記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都調布市深大寺東町4丁目35番地16
日本消防検定協会
理 事 長 ○○○○ 印

乙 ○○○○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○ 印

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に型式試験又は型式変更試験を申請しているものについては、なお従前の例による。

受託評価業務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月24日

日本消防検定協会

理事長 高橋 淳

受託評価業務規程の一部を改正する規程

受託評価業務規程（平成25年2月25日制定）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 型式適合評価時の不正行為等に対する措置（第52条～第55条）」を「第4章 不正行為等に対する措置（第51条の2～第55条）」に改める。

第12条第1項中「添付書類」を「書類」に改め、同条第5項中「添付書類」を「書類」に改め、同項第1号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第17条」を「第20条」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項第2号中「取り消し」を「取消し」に改める。

第13条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「見出された場合」の次に「又は当該試験の実施に著しい支障を及ぼす事項が生じた場合」を加え、「添付書類」を「第12条第1項に規定する書類」に改め、同条第7項を第8項とし、第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 協会は、第12条第1項に規定する書類について必要に応じて確認することができる。

第14条中「前条第6項」を「前条第7項」に改める。

第19条の見出し中「方式」を「方法」に改め、同条第1号中「認めた品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書（以下「品質管理方法書等」という。）に従って」を「認める第12条第1項に規定する書類により」に、「方式」を「方法」に改め、同条第2号中「工場審査型式適合評価」の次に「協会があらかじめ認める第12条第1項に規定する書類により製造、検査等が行われた製品について受検場所において」を加え、「あらかじめ協会が認めた品質管理方法書等に従って製造、検査等を行った製品について受検場所において」を削り、「方式」を「方法」に改め、同条第2項中「依頼に係る消防用機械器具等に適用する」を「前項に定める」に、「方式」の次に「の適用について」を加える。

第24条第3号中「すべて」を「全て」に改め、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前条第1項に規定する書類について、社内検査体制等概要調書に基づき作成されていることを確認すること。

第39条第1項中「手続き」を「手続」に、「求め」を「求め、」に改め、同条第2項中「不良が見出された場合における」を「第13条第4項に規定する」に改める。

第40条第5項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第6項中「うえ」を「上」に、「を行う。」を「することができる。」に改め、同条第7項中「うえ」を「上」に改める。

第44条第3項中「にあつて」を「の場合」に、「、役職名及び」を「及び代表者」に改め、後段を次のように改める。

なお、評価等依頼者が法人で法人内部の者を代理人とする場合、代理人の役職を記載すること。

第49条中「第52条」を「第51条の2」に改める。

第4章の章名中「型式適合評価時の」を削り、同章名の次に次の1条を加える。

(不正行為により型式評価を受けたときの措置)

第51条の2 協会は、型式評価依頼者が不正の手段により型式評価(型式変更評価も含む。この条において同じ。)を受けたと認める場合、当該不正に係る型式評価を受けた者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡の上、その事業所等に立ち入って調査を行うことができる。

2 協会は、前項の規定に基づき報告等を求めた場合、同項の不正に係る型式評価を受けた者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を文書で協会に提出するものとする。

(1) 不正に対する原因究明

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

3 協会は、前項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る型式評価を受けた者に連絡の上、その事業所に立ち入って調査を行うことができる。

第52条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第4項中「実施内容」を「内容」に改め、同条第5項中「すべて」を「全て」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第6項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第8項中「その検査」を「検査」に、「と同じ」を「の検査の」に、「きびしきとする。」を「きびしきを適用することができる。」に改める。

第53条第2項中「取り消し」を「取消し」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「合格を」を「合格の決定を」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第4項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第7項中

「書面」を「文書」に改め、同条第8項中「すべて」を「全て」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第9項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第11項中「その検査」を「検査」に、「と同じ」を「の検査の」に、「きびしさとする。」を「きびしさを適用することができる。」に改める。

第54条第1項中「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第2項中「取り消し」を「取消し」に改め、同条第4項中「原因を」を「原因の」に、「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第6項中「こととし」を「ことができ」に改め、同条第9項中「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改め、同条第11項中「通知により」を「通知後、第1項の型式取得者又は確認評価依頼者に対し」に、「再開」を「実施」に改め、同条第12項中「措置」を「対策」に、「うえ」を「上」に、「ものとする。」を「ことができる。」に改める。

第55条中「第40条第1項、」の次に「第51条の2第1項、」を加える。

附表第6中「確認評価の刻印又はレーザー印刷」を「確認評価の刻印、刷り込み又はレーザー印刷」に改める。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第4号中「(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) 印」を「(法人の場合は、名称及び代表者氏名)」に改め、別記様式第9号中「印」を削り、別記様式第10号中「名称・代表者氏名 印」を「名称及び代表者氏名」に改め、別記様式第11号、別記様式第12号、別記様式第14号、別記様式第15号及び別記様式第17号中「(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) 印」を「(法人の場合は、名称及び代表者氏名)」に改め、別記様式第19号、別記様式第20号及び別記様式第21号中「印」を削り、別記様式第23号から別記様式第27号までの規定中「(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) 印」を「(法人の場合は、名称及び代表者氏名)」に改め、別記様式第28号中「印」を削り、別記様式第31号、別記様式第32号及び別記様式第33号中「(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) 印」を「(法人の場合は、名称及び代表者氏名)」に改め、別記様式第34号を次のように改める。

別記様式第34号(第44条関係)

委任(変更委任)状

年 月 日

(住 所)

(氏 名) (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

は、

(住 所)

(氏 名) (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 依頼項目 (型式評価に係る依頼、型式変更評価に係る依頼、更新に係る依頼、型式適合評価に係る依頼、苦情処理・事故報告管理方法書に係る依頼)
- 2 依頼細目

受検場所の住所及び名称	当該受検場所で受検する種別

- 3 変更理由

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。

2 代理人を法人内部の者とする場合は、代理人の役職を記載すること。

3 該当する依頼項目を○で囲むこと。

4 依頼細目は、限定した受検場所又は種別のみの委任を行う場合に記載すること。

別記様式第 3 5 号、別記様式第 3 6 号及び別記様式第 3 7 号中

「(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) 印」を「(法人の場合は、名称及び代表者氏名)」に改め、別記様式第 3 8 号中「印」を削り、別記様式第 3 9 号を次のように改める。

別記様式第39号（第50条関係）

外国における型式適合評価等の実施に係る契約書（例）

収入印紙

日本消防検定協会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、外国における試験、調査、型式適合評価等の実施に係る旅費その他必要な事項に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が定める受託評価業務規程（以下「業務規程」という。）第50条（及び合格証票類取扱特例規程第3条第2項）の規定に基づき、本邦の地域内の場所以外の場所で行う型式評価、初回調査、検査設備等の調査及び型式適合評価（並びに合格証票に係る調査）（以下「評価等」という。）に係る旅費、その他必要な事項を定める。

（契約の対象となる種別及び型式）

第2条 本契約の対象となる製品の種別及び型式は、次に掲げるものとする。

(1) 種 別：〇〇〇〇

(2) 型 式：別紙による

※ なお、別紙の型式等の変更等がある場合は、第7条第2項に基づく甲の通知までに行うこと。

2 本契約の対象とする前項に定める製品は、本邦への輸出を目的としたものに限る。

（評価等を行う場所）

第3条 本契約の対象となる評価等を実施する場所は、次の住所に定める事業所等とする。

(1) 住 所

〇〇〇〇

(2) 法人名

〇〇〇〇

（評価等実施の保証）

第4条 乙は、前条に定める実施場所において、甲職員による各号に掲げる行為（以下「評価等の行為」と総称する。）が適正に実施できることを保証する。

(1) 第1条に定める評価等

(2) 業務規程、評価細則等で定める評価等

(3) 検査設備、製造工程及び社内検査体制等の調査（並びに合格証票類に係る調査）行為

2 乙は、前条で定める実施場所における甲職員による評価等の行為が、〇〇〇〇国の法令又はその他の規制に抵触しないものであることを確認及び保証する。また、本契約の締結後、同国において規制内容に変更があり、評価等の行為の実施が不可能となった場合、評価等の行為は中止する。

3 乙は、前項の確認結果を甲に対して、乙の記名押印ある書面で、遅くとも本契約による第1回目の評価等実施日の1か月前までに提出しなければならない。

4 乙は、甲職員が本邦出国後に最初に入国する国の入国手続時（甲が認めた場合は入国した空港の集合場所）から、甲職員が日本に向けて出国する空港出発までの間、甲職員と同行するとともに、甲職員の安全を保証する。

5 乙は、実施場所の所在する国の官公署その他の規制、指示、要望により、甲職員の行動制限や携行物等への一定の措置を求められた場合、乙において代行、代替するなど最大限の協力を行い、甲職員に迷惑をかけるはならない。

（評価等で使用する言語）

第5条 評価等で使用する言語は、日本語とする。

2 評価等を実施するにあたり日本語通訳を必要とする場合、当該通訳の確保作業、費用、その他生じる全ての負担は、乙が負うものとする。

- 3 前項の日本語通訳は、評価等の行為における技術的なやりとりについても適切な通訳をなしうる者でなければならない。

(評価等に係る責任者の選任)

第6条 乙は、第2条で定める〇〇〇〇の評価等において必要な知識を有し、かつ、技術的対応、品質管理に責任を有する者（以下「評価等の責任者」という。）を選任し、本契約締結後速やかに甲に書面で通知しなければならない。

- 2 評価等の責任者は乙の役員または従業員でなければならない。
- 3 乙は、評価等の開始から終了に至るまで、評価等の責任者を立ち合わせなければならない。
- 4 乙は、評価等の責任者を変更する場合、甲に対して速やかにその旨を書面で通知しなければならない。
- 5 乙は、甲職員が、評価等の行為の実施前後を問わず、必要に応じて評価等の責任者と連絡が取れるように連絡体制について事前に整備し、書面で通知しなければならない。

(評価等の実施計画)

第7条 乙は、評価等の行為が滞りなく終了するよう時間に十分な余裕を持って日程を計画し、当該計画を遅くとも評価等実施日の45日前までに甲に申し出なければならない。

なお、1日の評価等実施時間は、現地時刻の午前9時から午後5時（途中1時間の昼食休憩を含む。）までとする。

- 2 甲は、乙より前項の申出があった場合、当該計画の安全性、妥当性等を考慮した上で、評価等を実施する期間（以下「実施期間」という。）を決定し、派遣する甲職員、人数等の必要な情報を乙に通知する。また、変更があった場合も同じとする。
- 3 甲は、第1項により申出た計画について安全性、妥当性の確保が難しいと判断した場合、乙の申出を断ることができる。
- 4 甲が、1回の評価等の実施につき派遣する甲職員の数は、原則として2人とする。ただし、評価等の内容により甲が必要と認める場合には、乙と協議の上、派遣する甲職員を増員することができる。

(評価等の保留)

第8条 甲は、実施期間内で評価等を終了することが困難と判断した場合、原則として型式適合評価の判定は業務規程第29条を準用し、保留の扱いとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙の申出により、甲が実施期間の延長が可能であると認めた場合には、当該期間を延長することができる。
- 3 乙は、第1項で保留とした製品のロットについて、改めて受検することができる。ただし、保留となった日から6か月以内に受検をしない場合、甲は、保留となったロットの判定を不合格とする。
- 4 前項の再受検のための費用は、すべて乙の負担とする。その他、再受検の実施に伴う準備、保証、費用負担は、初回の受検について本契約書が定めるとおりとする。

(費用の負担及び宿泊施設等の手配)

第9条 乙は、甲が定める試験及び型式適合評価の手数料とは別に、次の各号に定める費用（以下「負担額」という。）について、第7条第2項の規定に基づき派遣される甲職員分を負担するものとする。

- (1) 第3条に規定する実施場所への派遣で、甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円とする。また、前条第2項の規定により実施期間を延長する場合には、1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇円を加算した額とする。
- (2) 航空賃は、原則として日系航空会社が定める直行便の正規運賃とする。ただし、やむを得ず、日系航空会社以外の航空会社を選定・選択する場合、事前に甲と協議の上、使用する航空会社を決定するものとする。
- (3) 船賃、鉄道賃、車賃等は、いずれも安全確保可能であり、移動時間及び移動距離の点で最も利便性が高いと考えられるルートでの正規運賃とする。この場合において乙は、当該ルートが複数あるとき、甲と協議の上決定するものとする。

- (4) 出入国税、空港施設使用料、税関審査料、査証費用、燃油サーチャージ及びその他支払いが義務付けられている費用並びに身体検査費用、ワクチン接種費用、行動履歴記録アプリケーションソフト使用のための費用及びその他出入国のために必要であると合理的と考えられる費用。
- 2 甲は、前項各号に掲げる費用のうち第2号及び第3号に規定する費用について、乙から領収書及び航空券の半券の提示を求められた場合、これに応じるものとする。
- 3 第1項各号に掲げる費用のうち第2号及び第3号に規定する費用を航空券、乗車券、特急券等(以下「航空券等」という。)により甲に直接支給する方法を用いる場合にあっては、航空券においては日系航空会社の直行便、その他についてはいずれも安全確保可能であり、移動時間及び移動距離の点で最も利便性が高いと考えられるルートを原則とし、事前に甲と協議の上、決定すること。この場合において、第7条第2項に規定する変更が生じた場合又は実施期間中に交通機関等の運行中止等の交通障害が発生した場合、乙は、航空券等の変更の手續の全てを請け負い、かつ、変更に伴う追加費用の負担が生じたときは、乙がこの全てを負担しなければならない。
- 4 乙は、前条第2項に規定する実施期間の延長が行われた場合、当該評価等終了後、追加の負担額として、1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円を負担しなければならない。ただし、実施期間の延長の理由が、交通機関等の運行中止等の交通障害に限り、追加の負担額を1日につき甲職員1人あたり消費税込みで〇〇〇〇〇〇〇円とする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる甲の宿泊施設を手配すること。この場合において、乙は宿泊施設を手配する前に、甲に対し宿泊施設の概要を通知し、宿泊施設及び宿泊場所について協議しなければならない。
- (1) 甲職員1人につき、1部屋とすること。
- (2) 原則として乙が宿泊する施設と甲が宿泊する施設は、同一の施設とすること。ただし、甲が認める場合に限り近隣の場所とすることができる。

(支払い方法)

- 第10条 乙は、業務規程に規定する型式適合評価手数料を振り込むほか、前条第1項に規定する負担額を評価等実施日の10日前までに甲の指定する銀行に振り込む方法により支払う。
- 2 乙は、前条第3項及び第4項に規定する追加の負担額を支払う必要がある場合、評価等実施日から30日以内に甲の指定する銀行に振り込む方法により支払う。
- 3 甲が前条第3項の規定を適用すると認めた場合、乙は、航空券等を遅くとも甲職員出国日の10日前までに甲に到達させなければならない。ただし、第7条第2項に規定する変更が生じた場合は、この限りでない。

(評価等の中止等)

- 第11条 甲は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、航空会社・宿泊施設等の業務停止、その他やむを得ない事由が生じ評価等の実施が困難となった場合においては、これらの事由が解消するまでの間、評価等を中止することができる。
- 2 甲は、外務省が公表する海外安全情報において、安全対策の目安(カテゴリー)がレベル1以上の情報が公表されている場合又は入国しようとする国において入国制限措置若しくは入国後の行動制限措置を行っている場合、当該情報、措置が解除されるまでの間、評価等を中止することができる。ただし、海外安全情報のうち、危険情報の安全対策の目安がレベル1に該当する場合に限り、宿泊施設、実施場所、その他甲職員の安全が保障されると甲が認めるときは、この限りでない。
- 3 甲は、前条第1項の支払い又は第3項の航空券等の到達がない場合、評価等を中止することができる。
- 4 甲は、乙において第4条から第6条まで及び第9条の規定に反する行為があったと認めるとき、公正な評価をなしえない状況が生じたと認めるとき、又は評価等実施期間中に本邦において、入国制限措置若しくは入国後の行動制限措置を発動する旨の公表が外務省より行われたとき、甲は評価等の責任者に対し必要な説明を行った上で、評価等を即時中止するとともに、予定していた実施期間を切上げるものとする。
- 5 第7条第2項に基づき通知した甲職員が事故、病気等で評価等が実施できない事態が生じるなど、甲の責に帰すべき事由により評価等を中止する場合、甲は評価等の再度の実施について乙と協議するものとする。

6 乙が、評価等の中止を希望する場合、甲に対し中止する理由を説明した上で評価等中止することができる。

(免責、納入した負担額の返還等)

第12条 甲は、第4条第2項の規定により評価等中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、航空賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。

2 甲は、第8条第1項の規定により評価等を保留とした場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額は返還しない。

3 甲は、前条第1項から第3項までの規定により評価等中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、運賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。

4 甲は、前条第4項の規定により評価等中止した場合、乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。また、乙が甲に対し納入した負担額を返還しない。ただし、入国制限措置又は入国後の行動制限措置が発動された場合に限り、負担額又は追加の負担額の取扱いについて甲及び乙で協議する。

5 前条第5項の規定により評価等中止した場合、乙は、甲に対し第9条第1項に規定する負担額の全額並びに第7条第2項に規定する実施期間に甲と同行する乙従業員に係る交通費及び宿泊費に限り請求することができる。ただし、第9条第2項の規定により支給された航空券等が同条第1項第2号及び第3号に規定する正規運賃で購入したもので無い場合、甲は支給された航空券等に係る一切の損害につき、その責を免れる。

6 甲は、前条第6項の規定により評価等中止した場合、甲に生じる損害を乙に請求することができる。また、乙が甲に対し納入した負担額のうち、運賃、宿泊料等のキャンセル料を控除した残額を乙に返還する。ただし、甲職員が、本契約に基づき、本邦を出国した後に、中止が決定したときは、甲は負担額を返還しない。

(損害の賠償)

第13条 乙が業務規程、その他関連規程又は本契約の条項を守らなかったことにより、甲が損害を被った場合は、甲は乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(譲渡禁止)

第14条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

(契約の有効期間及び再契約の申出)

第15条 本契約は、契約締結日から2年を経過する迄の間効力を有するものとする。

2 乙が本契約の有効期間経過後、引き続き外国における評価等の実施にかかる契約を再度締結することを希望する場合は、乙は本契約締結日から2年を経過する2か月前までに文書（正副各1部）で甲に申し出るものとする。

なお、乙が文書を提出する際には、第4条第2項の規定による確認結果を添付するものとする。

3 甲は、日本国又は〇〇〇〇国及び〇〇市における法令又はその他の規則等の変更により、今後も継続して評価等を実施することが困難と判断されるときは、再契約を受諾しないものとする。

(契約の解除)

第16条 乙において本契約条項の一つにでも違反（保証した内容についての相違、違反も含む）したときは、甲はなんらの催告の手續を要せず本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告その他の手續を要することなく直ちに、本契約を解除することができる。

- (1) 乙の資産につき、仮差押、仮処分、差押、保全差押、滞納処分又はこれに類する法的手続（本邦以外における同様の手続を含む。）が開始されたとき。
- (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
- (3) 自らの申立てであるか第三者による申立てであるかを問わず、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手続開始の申立てがあったとき、特定調停の申立てがあったとき、その他これに類する法的手続（本邦以外における同様の手続を含む。）の開始申立があったとき。
- (4) 事業を廃止し若しくは所轄政府機関等から営業の許可取り消し、業務停止等の処分を受けたとき、又は解散の決議を行い若しくは裁判所の解散命令を受けたとき。
- (5) 事前の書面による承諾なく合併、会社分割、事業譲渡その他会社の組織又は事業に重大な影響を及ぼす行為を行ったとき。
- (6) 本店又は代表者が連絡不能になったとき。
- (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
- (8) 乙の責に帰する事由により本契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (9) 甲が行う評価等の行為に際し、乙、乙の使用人、代理人、乙が委託した第三者等がその作業を妨げ、又は詐欺その他不正行為に及んだと認められるとき。
- (10) その他、前各号に準じる事由が生じたとき。

（反社会的勢力の排除）

第17条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずるものをいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲は、乙が次のいずれかに該当した場合には、乙に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は甲に対して、甲の被った損害を賠償する。
- 4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

（契約条項の変更）

第18条 この契約条項の変更は、甲及び乙の記名押印ある書面によつてのみなされるものとする。

（準拠法）

第19条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。ただし法の抵触のルールは適用しない。

（疑義の解釈）

第20条 この契約に定めない事項その他この契約に関し生じた疑義については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

（合意管轄）

第21条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む）は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

前記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都調布市深大寺東町4丁目35番地16
日本消防検定協会
理 事 長 ○○○○ 印

乙 ○○○○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○ 印

別記様式第40号中「(法人にあつては、その
名称及び代表者氏名) 印」を「(法人の場合は、名称及び代表者
氏名)に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に型式評価又は型式変更評価を依頼しているものについては、なお従前の例による。

合格証票類取扱特例規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月24日

日本消防検定協会
理事長 高橋 淳

合格証票類取扱特例規程の一部を改正する規程

合格証票類取扱特例規程（平成21年10月28日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第5号ア（ア）及び同（イ）中「確認印」を「押印」に改める。

別記様式第1号中「印」を削り、別記様式第1号の2中

「 氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

印 」を

「 氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）」に改め、別記様式第2号から別記様式第7号までの規定中「印」を削り、別記様式第8号中「受領事務受託者名 印」を「受領事務受託者名」に、「確認者印」を「確認者」に、「押印」を「署名又は押印」に改める。

例示1を次のように改める。

例示 1 (第 2 条関係) (い) (H)

(合格証票類取扱部署名) ○○年 合格証管理台帳 [種類別 (○○)]										No. ○		
月日	受入	受入数	記号	摘 要	払出	払出数	記号	摘 要	記票採管数	受領証	確 認	備 考
(繰越)		500							500			
4. 6	校定協会	1, 000	H	○○	-	-	-	-	1, 500	-		←受入者の押印又は署名
4. 10					(製造済)	800	H	○○	700	○○		←払出者の押印又は署名
				↑摘要欄には、受入根拠が特定できる事項を記入すること(例)型式適合検定申請書等の受付日及び受付番号)。				↑摘要欄には、払出根拠が特定できる事項を記入すること(例)貼付した製品の型式番号及び製造番号等)。		↑受領証欄には、受領した証拠を特定できる事項を記入すること(例)受領証番号等)。		
	小計	1, 500	H		小計	800		小計	700			←責任者の署名又は押印

備考 電子化している場合には、押印に替えて確認者名を入力し、印刷後に各ページに最下段で責任者の署名又は押印をすること。

例示 2 中「責任者印」を「責任者」に、「押印」を「署名又は押印」に改める。

例示 3 を次のように改める。

例示3 (第6条関係) (え) (け)

(受領事務委託者名) ○○年 合格証管理台帳 [種類別 (○○)]											No. ○	
月日	受入	受入数	記号	摘要	払出	払出数	記号	摘要	記票栄誉数	受領証	確認	備考
(繰越)		700							700			
5.20	検定協会	4,000	T	○○	-	-	-	-	4,700	-		←受入者の押印又は署名
5.23					○○	3,600	T	○○	1,100	○○		←払出者の押印又は署名
				↑摘要欄には、受入根拠が特定できざる事項を記入すること(例)年問予定表の該当する(月)。				↑摘要欄には、払出根拠が特定できざる事項を記入すること(例)型式適合検査申請書等の受付日及び受付番号)。		↑受領証欄には、受領した証拠を特定できる事項を記入すること(例)受領証番号等)。		
	小計	4,700	T		小計	3,600		小計	1,100			←責任者の署名又は押印

備考 電子化している場合には、押印に替えて確認者名を記録し、各ページの最下段で責任者の署名又は押印をすること。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

消防ポンプ自動車の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月12日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

消防ポンプ自動車の品質評価細則の一部を改正する規程

消防ポンプ自動車の品質評価細則（平成25年3月15日制定）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 型式適合評価</p> <p>第4 立会型式適合評価における検査項目及び検査手順（規程第2.4条及び第2.6条関係）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 受検品等の確認</p> <p>(1) 受検品に係る届出番号及び数量が依頼されたものであるかを確認する。</p> <p>(2) 規格第7条第1項の表示が、型式承認図書（副本）の記載内容と合致していることを確認する。</p> <p>(3) 前(2)の確認において異常が認められた場合は、検査における欠点とはせず修正等を行うものとする。</p> <p>(4) 前(3)の修正等が困難な場合は、協会の指示に従うものとする。</p> <p>(5) 必要に応じて、検査設備が別表1に掲げるものと同等以上の性能を有する状態に維持されていることを確認する。</p> <p>(6) 協会は、型式適合評価時の受検品に消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別表第4の様式が表示されている場合、当該表示</p>	<p>第3章 型式適合評価</p> <p>第4 立会型式適合評価における検査項目及び検査手順（規程第2.6条関係）</p> <p>1～2 （略）</p>

の確認を(2)に加えて行い、定められた様式と表示が異なると判断したとき、依頼残とする。

別表1 (第1編第2章第3、1及び第3章第3関係)

受検者の備えるべき検査設備

種別	品目	性能	数量
各種別に共通	関係法令	受託評価業務規程、基準、評価細則及び関係日本産業規格	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表1 (第1編第2章第3、1及び第3章第3関係)

検査設備(動力消防ポンプ)

種類	品目	性能	数量
各種別に共通	関係法令	受託評価業務規程、基準、品質評価細則及び関係日本工業規格	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

可搬消防ポンプの品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月12日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

可搬消防ポンプの品質評価細則の一部を改正する規程

可搬消防ポンプの品質評価細則（平成25年3月15日制定）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第3章 型式適合評価</p> <p>第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 受検品等の確認</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 外観及び表示（製造者名、届出番号等）が、型式承認図書（副本）の記載内容と合致していることを受検品の<u>全ての届出番号</u>について、少なくとも1個任意に抽出して確認する。ただし、<u>次の7</u>により抽出された型式を除く。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 協会は、型式適合評価時の受検品に消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別表第4の様式が表示されている場合、当該表示の確認を(2)に加えて行い、定められた様式と表示が異なると判断したとき、<u>依頼残とする。</u></p> <p>7（略）</p>	<p>第3章 型式適合評価</p> <p>第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 受検品等の確認</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 外観及び表示（届出番号等）が、型式承認図書（副本）の記載内容と合致していることを受検品の<u>すべての届出番号</u>について、少なくとも1個任意に抽出して確認する。ただし、<u>次6</u>により抽出された型式を除く。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>7（略）</p>

別表 1 (第2章第3、2及び第3章第2関係)

受検者の備えるべき検査設備

種別	品目	性能	数量
共通	関係法令	受託評価業務規程、基準、評価細則及び関係日本産業規格	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表 1 (第2章第3、1及び第3章第3)

検査設備

種類	品目	性能	数量
共通	関係法令	受託評価業務規程、基準、品質評価細則及び関係日本工業規格	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

消防用吸管の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月12日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

消防用吸管の品質評価細則の一部を改正する規程

消防用吸管の品質評価細則（平成25年3月15日制定）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第3章 型式適合評価</p> <p>第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 受検品等の確認</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 外観及び表示（種別、型式、届出番号等）が、型式承認図書（副本）の記載内容と合致していることを受検品の<u>全ての型式</u>について、少なくとも1個任意に抽出して確認する。ただし、次の7により抽出された型式を除く。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>(6) 協会は、型式適合評価時の受検品に消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別表第4の様式が表示されている場合、当該表示の確認を(2)に加えて行い、定められた様式と表示が異なると判断したとき、依頼残とする。</p> <p>7（略）</p>	<p>第3章 型式適合評価</p> <p>第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 受検品等の確認</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 外観及び表示（種別、型式、型式番号等）が、型式承認図書（副本）の記載内容と合致していることを受検品の<u>すべての型式</u>について、少なくとも1個任意に抽出して確認する。ただし、次の7により抽出された型式を除く。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>7（略）</p>

別表 1 (第2章第3、2及び第3章第3関係)

検査設備

品目	性能	数量
関係法令	受託評価業務規程、基準、評価細則及び関係日本工業規格	(略)
(略)	(略)	(略)
屈とう性試験装置	規格第 13 条に定める屈とう性試験ができるもの	(略)

別表 1 (第2章第3、2及び第3章第3関係)

受検者の備えるべき検査設備

品目	性能	数量
関係法令	受託評価業務規程、基準、評価細則及び関係日本工業規格	(略)
(略)	(略)	(略)
低高温恒温槽	使用温度範囲 -30℃～+50℃、当該一体構造のもの の強度試験を行うのに適した大きさのもの	(略)

附 則

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

消防用ホースの品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月12日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

消防用ホースの品質評価細則の一部を改正する規程

消防用ホースの品質評価細則（平成26年3月31日制定）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
第3章 型式適合評価		第3章 型式適合評価	
第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）		第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）	
1～5（略）		1～5（略）	
6 受検品等の確認		6 受検品等の確認	
(1)～(5)（略）		(1)～(5)（略）	
(6) 協会は、型式適合評価時の受検品に消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別表第4の様式が表示されている場合、当該表示の確認を(2)に加えて行い、定められた様式と表示が異なると判断したとき、依頼残とする。			
7（略）		7（略）	
別表1（第2章第3、2及び第3章第2関係）		別表1（第2章第3、2及び第3章第2関係）	
	受検者の備えるべき検査設備		受検者の備えるべき検査設備
種別	品目	性能	数量
各種別に共通	関係法令	受託評価業務規程、基準、評価細則及び関係日本産業規格	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表5 欠点表 (例示) (第3章第6、1関係)

区分	致命欠点	第1欠点	第2欠点	第3欠点
検査項目	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
表示	(略)	(略)	規格に定められた表示の欠落、誤記又は不鮮明なもの。ただし、致命欠点を除く	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表5 欠点表 (例示) (第3章第6、1関係)

区分	致命欠点	第1欠点	第2欠点	第3欠点
検査項目	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
表示	(略)	(略)	1 規格に定められた表示の欠落、誤記又は不鮮明なもの。ただし、致命欠点を除く	(略)
(略)	(略)	(略)	2 消防法第21条の16の3第1項の表示の欠落、誤記又は不鮮明なもの	(略)

附 則

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

消防用結合金具の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月12日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

消防用結合金具の品質評価細則の一部を改正する規程

消防用結合金具の品質評価細則（平成26年3月31日制定）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
第3章 型式適合評価		第3章 型式適合評価	
第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）		第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）	
1～5（略）		1～5（略）	
6 受検品等の確認		6 受検品等の確認	
(1)～(5)（略）		(1)～(5)（略）	
<u>(6) 協会は、型式適合評価時の受検品に消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別表第4の様式が表示されている場合、当該表示の確認を(2)に加えて行い、定められた様式と表示が異なると判断したとき、依頼残とする。</u>			
7（略）		7（略）	

別表 1 (第2章第3、2及び第3章第2関係)

受検者の備えるべき検査設備

種別	品目	性能	数量
各種別に 共通	関係法令	関係規格及び関係日本工業規格を含む	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表 1 (第2章第3、2及び第3章第2関係)

受検者の備えるべき検査設備

種別	品目	性能	数量
各種別に 共通	関係法令	受託評価業務規程、基準、評価細則及び関係日本産業規格	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表 5 欠点表 (例示) (第3章第6、1関係)

区分	致命欠点	第1欠点	第2欠点	第3欠点
検査 項目 表示	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	① 規格に定められた表示が不鮮明なもの。 ② 消防法第 21 条の 16 の 3 第 1 項の表示の欠落、誤記又は不鮮明なもの	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表 5 欠点表 (例示) (第3章第6、1関係)

区分	致命欠点	第1欠点	第2欠点	第3欠点
検査 項目 表示	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	規格に定められた表示が不鮮明なもの	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

漏電火災警報器の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月12日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

漏電火災警報器の品質評価細則の一部を改正する規程

漏電火災警報器の品質評価細則（平成26年3月17日）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 型式適合評価</p> <p>第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 受検品等の確認</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p><u>(6) 協会は、型式適合評価時の受検品に消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別表第4の様式が表示されている場合、当該表示の確認を(2)に加えて行い、定められた様式と表示が異なると判断したとき、依頼残とする。</u></p>	<p>第3章 型式適合評価</p> <p>第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 受検品等の確認</p> <p>(1)～(5)（略）</p>

附 則（令和）

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

エアゾール式簡易消火具の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月12日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

エアゾール式簡易消火具の品質評価細則の一部を改正する規程

エアゾール式簡易消火具の品質評価細則（平成26年3月17日）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる下線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1章 規格の運用方針</p> <p>第15 表示（規格第22条関係）</p> <p>1～13（略）</p> <p>14 合格証票貼付欄</p> <p><u>15mm×15mm以上の大きさの空欄を設けること。</u></p> <p>第3章 型式適合評価</p> <p>第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 受検品等の確認</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 外観及び表示（種別、型式、<u>届出番号等</u>）が、型式承認図書（副本）の記載内容と合致していることを受検品のすべての型式につ</p>	<p>第1章 規格の運用方針</p> <p>第15 表示（規格第22条関係）</p> <p>1～13（略）</p> <p>14 自主表示対象機械器具等の表示</p> <p><u>自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している表示をすること。</u></p> <p><u>15 合格証票貼付欄</u></p> <p><u>15mm×15mm以上の大きさの空欄を設けること。</u></p> <p>第3章 型式適合評価</p> <p>第4 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 受検品等の確認</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 外観及び表示（種別、型式、<u>型式番号等</u>）が、型式承認図書（副本）の記載内容と合致していることを受検品のすべての型式につ</p>

いて、少なくとも1個任意に抽出して確認する。ただし、次の7により抽出される型式を除く。

(3)～(5) (略)

(6) 協会は、型式適合評価時の受検品に消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)別表第4の様式が表示されている場合、当該表示の確認を(2)に加えて行い、定められた様式と表示が異なると判断したとき、依頼残とする。

7 試料の抽出は、次により行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 試料の抽出は、ロットの構成、数量等を勘案して、ロットごとに単純ランダムサンプリング法(1回抜取り)又は層別サンプリング法(届出番号ごとに構成された層の各層からそれぞれ試料を抜き取る方法)により行う。

(4)～(6) (略)

(7) (略)

ア 受検品は、届出番号ごとに整然と配列し、かつ、配列番号がわかるようにしておくものとする。

イ～エ (略)

別表1 (第2章第3、2及び第3章第2関係)

受検者の備えるべき検査設備

種別	品目	性能	数量
各種別に共通	関係法令 (略)	受託評価業務規程、基準、評価細則及び関係日 本産業規格 (略)	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

いて、少なくとも1個任意に抽出して確認する。ただし、次の7により抽出される型式を除く。

(3)～(5) (略)

7 試料の抽出は、次により行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 試料の抽出は、ロットの構成、数量等を勘案して、ロットごとに単純ランダムサンプリング法(1回抜取り)又は層別サンプリング法(型式番号ごとに構成された層の各層からそれぞれ試料を抜き取る方法)により行う。

(4)～(6) (略)

(7) (略)

ア 受検品は、型式番号ごとに整然と配列し、かつ、配列番号がわかるようにしておくものとする。

イ～エ (略)

別表1 (第2章第3、2及び第3章第2関係)

検査設備

種別	品目	性能	数量
各種別に共通	関係法令 (略)	受託評価業務規程、基準、評価細則及び関係日 本工業規格 (略)	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表5 欠点表 (例示) (第3章第6、1 関係)

区分	致命欠点 (略)	第1欠点 (略)	第2欠点 (略)	第3欠点 (略)
構造	(略)	(略)	1～5 (略) 6 消火剤の容量が、容器の内容積の90%を超えるもの	1 表示の誤記、未記入又は不鮮明なもの(第1欠点、第2欠点を除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

区分	致命欠点 (略)	第1欠点 (略)	第2欠点 (略)	第3欠点 (略)
構造	(略)	(略)	1～5 (略) 6 消火剤の容量が、容器の内容積の90%を超えるもの 7 技術上の規格に適合する旨の表示の誤記、未記入又は不鮮明なもの	1 表示の誤記、未記入又は不鮮明なもの(第1欠点、第2欠点を除く)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和3年11月12日から施行する。

I S O 国際会議報告

ISO/TC21/SC6/WG4 国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課
主幹検定員 佐々木 寛

1. はじめに

ISO/TC21/SC6/WG4（水性消火剤）国際会議が、令和3年1月22日に、WEB上で開催された。

筆者は、その報告を行うものである。

日本からの出席者は、佐澤潔氏（SC6国内委員長）及び筆者であった。

2. 報告概要

ISO/DIS 7203-4（クラス A 泡消火剤）の投票に際して寄せられた、規格案に対する各国のコメントについて議論を行った。

日本からは、付属書にある毒性情報の提供について、国内法に準拠した毒性情報を提供することにより規定を満たすことから、要求事項とすることを認めた。

ドイツ及びイギリスから、引火点の要求事項を削除したいとの意見があり、削除された。

また、消火試験の方法については、規格発行後の定期見直し時に提案を募り、修正をすることが合意された。

3. ISO/TC21/SC6/WG4 報告

(1) 日程

令和3年1月22日（金）16:00～18:00

(2) 出席者（敬称略）

（コンビーナー）

Thomas Leonhardt（ドイツ）

（委員）

Blake M. Shugarman（アメリカ）

Christian Elze（ドイツ）

Evgenii Baranov（ロシア）

佐澤 潔、佐々木 寛（日本）

(3) 議事資料

① WG4議事次第（案）

② ISO/DIS7203-4（クラス A 泡消火剤）の各国コメント

(4) 議事概要

① 参加者の確認

コンビーナーが参加者の確認を行った。

② 開会の辞

コンビーナーから開会の挨拶が

あった。

③ 議事次第（案）の承認

議事次第（案）を検討し、承認した。

④ ISO/DIS 7203-4の各国コメントに対する議論

ISO/DIS 7203-4の投票で寄せられた各国コメントへの対応について、次のとおり議論を行った。

ア 消火試験方法について、ドイツ、ロシア及び日本から、消火者の技術レベルによらない、消費者ニーズに沿った、より良い試験方法にするほうが良いとの意見が出された。

しかし、DIS投票を終えた段階で、新たな消火試験方法を検討し、投票で承認を得ることが時間的に難しいことから、次回の定期見直し時に修正することになった。

イ 毒性情報について、日本から要求事項に当たる normative ではなく、情報に当たる informative にしたほうが良いとの意見が出されていたが、国内法に準拠した毒性情報を提供することにより要求事項を満たすことから、normative を維持することに同意した。

ウ 引火点の要求事項について、イギリス及びドイツから削除したほうが良いとの意見が出された。

議論の結果、7203シリーズの規

格すべてから削除することになった。

また、ロシアから泡消火剤の定義で、発泡倍率が20倍から21倍までの間の泡消火剤がどの種類にも当たらないのではないかとの意見が出された。

議論の結果、定義のうち「21倍から200倍まで」を「20倍を超えるから200倍まで」に修正することになった。

エ クラスA泡消火剤と粉末消火剤との混合使用について、イギリスから当該規定は、試験方法がクラスA泡消火剤に適していないことから変更したほうが良いとの意見が出された。

議論の結果、当該規定を削除することになった。

その他、編集上の訂正が行われ、修正が行われた規格案を最終段階及び発行に向け、SC6国際事務局へ送付することになった。

⑤ Wetting Agent の新規作業項目投票結果

コンビーナーから、新規作業項目投票が行われたWetting Agentについて、作業を開始することが承認されたとの報告がなされた。

続けてコンビーナーから、今日の会議で議論を行うか各国に尋ねたが、すべての国が改めて別の会議で議論

したいとの意見だったことから、今回は行わなかった。

また、以前から議論になっている Wetting Agent の規格番号について、各国に尋ねたところ、日本、ロシア及びアメリカは、7203シリーズは泡消火剤のシリーズであることから、泡を生成しない Wetting Agent は独立した規格番号としたほうが良いとの意見を支持した。

一方、ドイツは、他の泡消火剤の規格と比較して多くの試験が同じであることから、7203シリーズのパート5としたほうが良いとの意見を支持した。

規格番号については、今後も議論していくことになった。

⑥ その他

コンビーナーから、他に議題がないことが確認された。

⑦ 次回の会議予定

次回の ISO/TC21/SC6/WG4 国際会議は、コンビーナーから 2～3 か月以内に新規作業項目である Wetting Agent の作業について、WEB 会議形式で開催したいとの提案があり、承認された。

以上で、閉会となった。

4. むすびに

最後になりましたが、この会議に対してご協力いただきました一般社団法人日本消火装置工業会及び ISO/TC21 事務局に感謝を申し上げます。

ISO/TC21/SC3 国際会議報告

警報設備部 報知設備課
課 長 三宅 綾子

1 はじめに

ISO/TC21/SC3は、ISO/TC21（消防機器に関する専門委員会）の下、火災感知及び警報システムの国際規格について議論する分科会である。

2 報告概要

ISO/TC21/SC3会議は、一昨年のロシア・サンクトペテルブルグでの国際会議開催後、昨年予定されていた中国・上海での国際会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止された。国内において、今年9月に各作業部会の主査より活動報告があり、それを基に、令和3年10月27日にオンラインで開催された国際会議に参加することとなった。

3 日 時

令和3年10月27日(水) 20:30~22:15

4 出席者（日本）

榎原氏、大長氏（消防庁予防課）、阿部氏（SC3国内委員長）、島田氏（国内WG24主査）、桜井氏、畠山氏（TC21事

務局）、蛭谷氏（SC3事務局）、三宅（SC3国内副委員長）、君和田氏、有井氏（通訳）

5 参加国

オーストラリア、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、韓国、オーストラリア、南アフリカ、スイス 9カ国

6 議事概要

議事次第に従い次の議事が行われた。

(1) 各WG（作業グループ）からの報告

ア WG1 草案DTR 7240-9_3（試験火災）が投票のため提出される。

イ WG3 無線周波数リンクを利用した評価の問題については持ち越しとなっている。

ISO 12239（煙式住宅用火災警報器）は、編集の最終段階であり、2021年後半に発行予定。

今後、ISO 12239又は新たな文書として、マルチセンサー警報器に関する作業項目を作成する。

ウ WG5 CEN/TS 54-14の見直し

最終段階となっている。

ISO 7240-14（計画及び設置）は、CEN/TS 54-14の見直し完了を待ってから来年初頭から見直し作業を開始する。

エ WG6 ISO 7240-17（伝送路分離器）は、2020年2月に発行された。

ISO 7240-7（煙感知器）の改訂は、CD投票中である。主な変更点は、応答しきい値をバンド1とバンド2と記述することである。

ISO 7240-27（CO + 煙 + 熱感知器）は、改訂草案が2021年4月にSC3事務局に送られた。主な変更点はISO 7240-7と同様で、CO、熱については何も変わらない。

オ WG13 コンパティビリティアセスメント、機器の相互接続性の評価は、今後予定される作業がないことから解散させる。

カ WG15 ISO 7240-3（音響警報装置）は、2020年3月に発行された。このWGにはISO 7240-16とISO 7240-19もあるので、解散はしない。

キ WG17 ISO 7240-12（光電式分離型感知器）は、DIS投票中である。

ク WG24 ISO 7240-30（ビデオ火災感知器の設置基準）は、2021年9月からCD検討、投票を開始した。

ISO 7240-29（ビデオ火災感知器）は、2021年7月に作業原案の検討を開始した。

サーマルイメージング火災感知器が開発されている。ISO 7240-29の中で検討の可能性がある。

ケ WG27 ISO 7240-31（再用型感知線型熱感知器）は、DIS投票が締め切られた。

ISO 7240-32（非再用型感知線型熱感知器）は、WGC協議にかけられた。

(2) リエゾン報告

ア ISO/TC92/SC4 火災安全工学の報告がされた。

イ CEN/TC72 の報告がされた。

ウ Euralarmについての報告がされた。

(3) 委員会の同意を必要とする項目

ア WG13は解散すべきである。

イ WG1の Jinichi Abe 氏、WG3の Chris Orr 氏、WG6の Bernard Lалуvein 氏がコンビーナに再任された。

ウ ISO 7240-24（ラウドスピーカ）の定期見直しについて、投票結果に従い確認（継続）とする。

(4) 今後の活動項目

ア ISO 7240-20:2010（吸引式煙感知器）の定期見直し

イ ISO 7240-6:2011（CO火災感知器）の定期見直し

ウ ISO 7240-11:2011（発信機）の定期見直し

(5) その他の事項

SC3委員長、Keith Shinn氏の再任

7 決議事項

(1) 決議345

WG3において、今後、ISO12239に含めるか又は新たな文書としてマルチセンサー警報に関する作業項目を作成することに同意する。

(2) 決議346

WG13に今後予定されている作業がないことから、同グループの解散に同意する。

(3) 決議347

ISO7240-20（吸引式煙感知器）を定期見直し投票のとおり承認することに同意する。

(4) 決議348

ISO7240-24（ラウドスピーカ）が1カ国で使用されていることに留意し、定期見直し投票の結果に従いISO7240-24を承認することに同意する。

(5) 決議349

2022年10月の第3週に保健規則が許せばキプロスでISO/TC21総会に合わせて開催することに同意する。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）
E-mail
<kikenka@jfeii.or.jp>

